

アメリカにおける経済成長と物価安定の問題

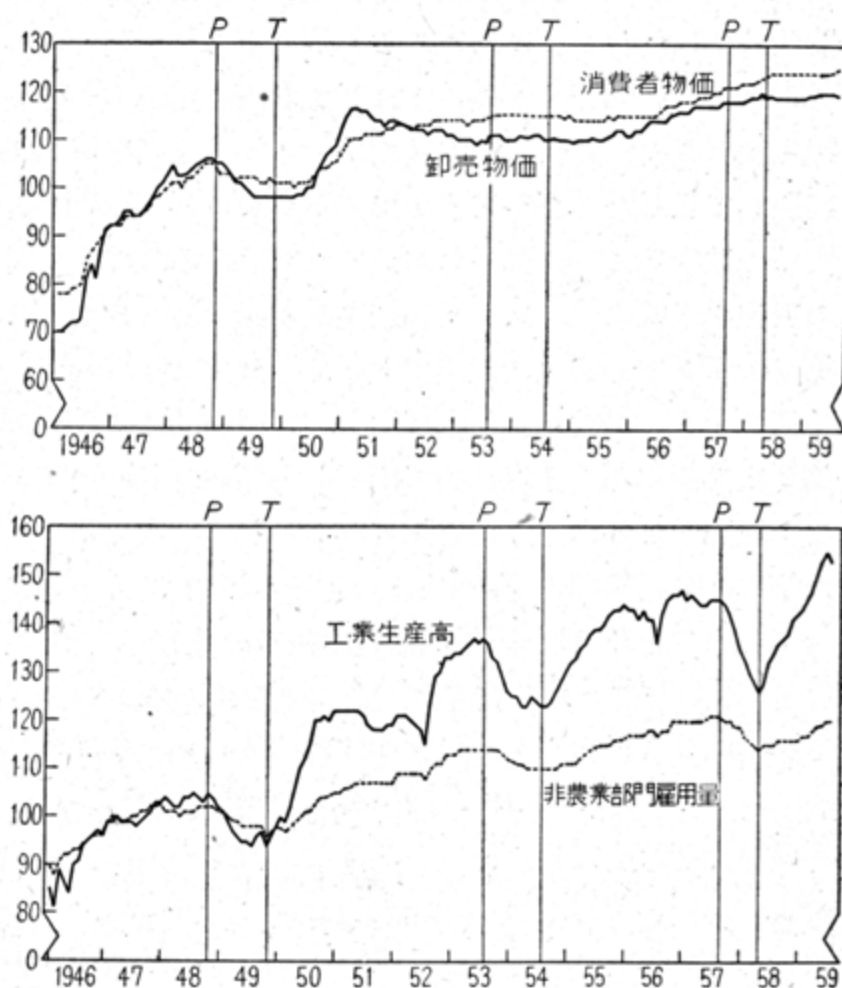
伊 東 政 吉

I 問題の所在

アメリカの経済政策の基本方針を規定している 1946 年雇用法は、最大限の雇用、生産および購買力を増進せしめることを連邦政府の永続的な政策であり、責任であるとしている。この雇用法の原案が完全雇用法案と名づけられていたことからわかるように、当時は完全雇用の達成が第一義的に考えられていた。このような完全雇用重視の考え方は、戦前における不況とそれともなう失業が戦後においても再現するのではないかという危惧に根差していた。ハンセン教授の長期停滞理論によって代表される考え方は、当時の経済学者や為政者に強く印象づけられていたから、雇用法が最大限の雇用、生産および購買力に最大の力点を置いたのは当然のことであった。当時の支配的な考え方は今日の言葉でいえば、経済成長重視の考え方ということが出来る。ところで戦後においてアメリカ経済を実際に悩ましたものは、失業ではなくて、むしろインフレーションであった。

アメリカのインフレーションは、朝鮮動乱の期間を除けば、戦後の 3 ヶ年において最も激しかった。一方において戦時中から存続していた物価統制局が 1946 年 6 月末に期限満了となり、同年秋に物価統制の事実上の撤廃が行われ、他方において戦時中に蓄積された巨額の流動資産に基づく潜在的購買力が爆発的に発現した。しかもそれがマーシャル計画による対外クレジット供与を裏付けとした輸出貿易の振興と重なり合ったので、物価は急速に騰貴した。1939 年から 1945 年に至る大戦 6 ヶ年を通じて、アメリカの物価はわずか 30% しか騰貴しなかったのが、戦後 1948 年 8 月までの 3 ヶ年に約 60% 騰貴した。この当時のインフレーションは需要インフレーションの性格を典型的にもっていた。このように物価騰貴が需要の旺盛を反映し、超過需要の結果生ずるものであるならば、需要の不足する景気後退期には物価は当然下落しなければならぬ。事実第 1 図でみられるように、1948—1949 年の景気後退期には物価は大幅に下落したのである。ところがその後の 2 つの景気後退期、すなわち 1953—54 年と 1957—58 年においては物価の下落は生じていない。この両期において工業生産も雇用量も第

第 1 図 物価・生産および雇用の指標
指数 1947—49=100 (月別 1946—59)



資料: Federal Reserve Bulletin 各号。

1 図で示されているように顕著な下落を示しているのに、物価は卸売物価についても消費者物価についても横ばいか、あるいはわずかながら騰貴さえしているのである。このように不況期において物価が下落しないという現象は、ひとびとをして戦後における物価騰貴の原因を改めて考え直させることになった。すなわちひとびとは戦後のインフレーションは単なる需要インフレーションではなく、新しい性格のインフレーションではないかという考えをもちはじめた。サムエルソンをはじめ多くの学者がこれを新インフレーションと呼び、ソープも 1959 年にあらわした書物の題名にこの言葉を用いている¹⁾。インフレーションの原因に関するこれらの分析は後で詳しく取上げるが、とにかく戦後の後期における物価の動きが循環的な波動を示さずに、好況期に物価が上昇し、

1) Willard L. Thorp and Richard E. Quandt, *The New Inflation*, 1959.

不況期に低落しないといういわば階段状の上昇趨勢を示しているのが、アメリカはセキユラー・インフレーションにさらされるという危惧が表面に押し出されてきた。現在のところではそれは忍び足程度であるが、これを黙認すれば、いつかはなみ足になり、駈け足になると真剣に考えられてきた。ドルの購買力は第1表に示されているように、すでに戦前と比べて半分以下に低下している。ドルの購買力の低下は国内市場を狭隘化し、他方商品価格の騰貴はアメリカ商品の世界市場における競争力を低下させる。アメリカの国際収支は1950年代を通じて、57年を除けばつねに赤字であり、1950—58年の赤字合計は158億ドルに達している。それに伴うアメリカの金流出は同期間に40億ドルに達し、特に1958年は1年間に23億ドルの金が流出した。さらに1959年にも国

第1表 ドルの購買力 (1947—49=100)

	卸売物価	消費者物価	食料品小売物価
1935	192.3	170.4	201.2
1940	195.7	166.9	209.2
1941	176.1	159.0	191.6
1942	155.8	143.5	163.1
1943	149.3	135.1	146.4
1944	147.9	133.0	148.4
1945	145.3	130.0	145.1
1946	127.1	119.9	126.6
1947	103.3	104.7	104.3
1948	95.8	97.3	96.1
1949	100.8	98.2	100.0
1950	97.0	97.3	98.8
1951	87.1	90.1	88.8
1952	89.6	88.1	87.3
1953	90.8	87.4	88.7
1954	90.7	87.1	88.8
1955	90.3	87.3	90.2
1956	87.5	86.1	89.5
1957	85.0	83.2	86.7
1958	83.9	81.0	83.1

出所: *Statistical Abstract of the United States*, 1959, p. 333.

備考: Department of Labor, Bureau of Labor Statistics 発表の物価指数の逆数を計算し、これを1947—49=100として示したもの。月平均。

際収支の赤字は37億ドルで、10億ドルの金を失ったので、同年末の金保有高は195億ドルとなり、1939年当時の水準にまで低下してしまった。このようにいろいろの面からインフレの問題が注目を浴びるにつれて、これまでの経済成長第一主義が、しだいに経済安定も重視しなければならないという考えに変ってきた。この場合に経済の安定は物価の安定、あるいはドル価値の維持という形で論じられた。経済発展委員会が著名な経済学者に対して、「来るべき20年間にアメリカ経済が直面する最大の問題はなにか」というアンケートを提出したが、これに対して寄せられた98人の解答²⁾をみても、インフ

レーションの恐怖を指摘し、経済の安定と成長の調和をアメリカの最大問題として指摘する学者のいかに多いかを知ることができるのである。

かくしてインフレの恐怖は物価安定への関心を高め、ついには雇用法の目的の1つとして、物価安定を盛りこむことが提案された。いま物価安定を重視するひとびとを経済安定論者と呼ぶならば、また他方に反対の立場をとる経済成長論者がいるのである。後者は物価安定が経済成長と必ずしも両立しない点を指摘し、物価安定を目指すあまり、経済成長の速度を鈍らしてはならないと主張する。むしろ多少のインフレーションを甘受しても、最大限の経済成長をはかった方が得策であるというのである。もちろん成長論者にしても野放しのギャロッピング・インフレーションを黙認するというわけではないし、また安定論者にしても経済成長を無視するというわけではない。両者の相違は相対的に経済安定の方を重視するか、経済成長の方を重視するかという点にあるのであって、理想としては安定的経済成長をはからなければならないということでは一致しているのである。問題はアメリカ経済に内在する固有の性格のために、安定的経済成長の実現が困難であるということにある。そこで経済の安定と成長をどのように調和させるかということが問題になるわけだが、ここで意見の非常に大きくわかれる点がある。それは物価安定政策が経済成長に及ぼす影響についてである。成長論者は物価安定政策は経済成長を阻害する面の強いことを主張するのに対し、安定論者は物価安定はむしろ経済成長を促進すると主張している。雇用法の改正を巡って展開されている安定・成長論争の核心は、物価安定が経済成長に関してもつ意味についてである。この問題はまたインフレーションの原因がどこにあるかの問題と切離せない。この分野に関する研究の必要性は議会筋でも早くから痛感され、1958年には『物価と経済の安定・成長との関係』について最も包括的な調査

2) The Committee for Economic Development, ed., *Problems of United States Economic Development*, 2 vols, 1958.

3) 両院合同経済委員会の調査の第1段階は8つの項目につき合計45の研究論文を収録した論文集(*The Relationship of Prices to Economic Stability and Growth, Compendium of Papers submitted by Panelists appearing before the Joint Economic Committee, March 31, 1958*)の刊行であった。この論文集(以下 *compendium* と略す)にもとづいて1958年5月に第1回の公聴会が開かれた。この公聴会議事録(*Relationship of Prices to Economic Stability and Growth, Hearings before the Joint Economic Committee, May 12, 13, 14, 15, 16, 19, 20, 21 and 22, 1958*)の

が両院合同経済委員会によって行われた³⁾。この調査でも最初に提出された問題は雇用法の目的と物価安定であり、この問題こそは安定・成長論争の直接の接触点であるので、われわれもこの問題から取上げることにしよう。

II 雇用法の目的と物価安定

1 雇用法修正の提案

前節でのべたように、戦後におけるインフレーションに対する関心が高まるとともに、1946年雇用法が再吟味されることになった。雇用法はその第2条で、連邦政府の政策の基本方針をつぎのようにのべている。

議会はつぎのことを宣明する。連邦政府が工業、農業、労働および州ならびに地方政府の援助と協力により、その必要と義務およびその他の国家政策の不可欠の考慮に合致するようなあらゆる実際的手段を行使すること、自由競争企業と一般的福祉とを助長し増進せしめるように策定された方法により、勤労の能力と意思をもち、かつそれを求めているものに対し、自己雇用を含む有用な雇用機会を与えるような諸条件を創出しかつ維持する目的をもって、連邦政府のあらゆる計画、機能および資源を調整、利用すること、また最大限の雇用、生産および購買力を増進せしめることは、連邦政府の永続的な政策であり、責任である⁴⁾。

この長文の第2条で、後の議論と最も関連するところ

発表後、これに対する論文の提出を労働者側と経営者側のエコノミストに求めた。この論文集(*The Relationship of Prices to Economic Stability and Growth, Commentaries submitted by Economists from Labor and Industry appearing before the Joint Economic Committee, October 31, 1958*)が発表された後で、第2回目の公聴会が1958年12月に開かれ、その議事録(*Relationship of Prices to Economic Stability and Growth, Hearings before the Joint Economic Committee, December 15—18, 1958*)は1959年に入ってから刊行された。以上の経過からしても、この調査が非常に大掛りなものであったことを知りうるのであって、発表された4つの資料は合計2,120ページに達した。この調査を紹介した文献に、世界経済調査会『アメリカのインフレーション』昭和34年がある。

なお1959年には両院合同経済委員会は『雇用、成長および価格水準』という題目で特別調査を行い、毎月のように公聴会を開き、その議事録の第1冊が同年4月に刊行されて以来続々と発表されている。

4) 小原敬士教授の訳による。高垣寅次郎篇、『アメリカ経済政策の研究』昭和32年、330—331ページ。1946年雇用法全文は小原敬士訳『ハンセン経済政策と完全雇用』の附録に掲載されている。

は、「自由競争企業を助長し増進せしめるように策定された方法により、……最大限の雇用、生産および購買力を増進せしめること」が「連邦政府の永続的な政策であり、責任である」という点である。上に掲げた全文をみればわかるように、そのなかには価格水準とか物価安定という言葉は見当らない。そこで最大限の雇用、生産および購買力を増進せしめるという目的とならんで、適度な物価安定を維持することを雇用法の目的の1つに付加するという主張が出てきた。その主張の例示として、経済発展委員会の『インフレーションに対する防衛』とアイゼンハワー大統領の1959年年頭経済報告から、要旨を引用しよう。

経済発展委員会は上に掲げた書物でその結論をつぎのように要約している。

- (1) われわれはクリーピング・インフレーションが望ましいという考えはいうまでもなく、それが甘受できるという考えさえ承認できない。クリーピング・インフレーションでさえ、長期の固定貨幣債権の価値を浸食する。
- (2) 上昇的価格水準は実質的成長と持続的な生産的雇用にとって必要なものではない。それは実際のところ、事業の能率や労働の生産性を高めるための正常的な刺激をゆがめることによって、成長の持続性を危ふくする。
- (3) この国には長期インフレーションの危険がある。しかしインフレーションは不可避的なものではない。もし国民が物価の安定と高水準雇用に両立させるのに必要な政策を進んで採用するならば、国民は物価の安定と高水準雇用の両方をもつことができる。
- (4) われわれはインフレーションを避けるために高い生産を犠牲にする必要はない。われわれが捨てなければならないのは幻想だけである。それはわれわれが経済に投入する以上のものを経済から獲得できるという幻想であり、われわれが生産する以上のものを消費できるという幻想である。
- (5) インフレを防止する責任は、政府、実業界、労働者および農民の協同責任である。
- (6) 政府の主要な責任は貨幣・財政政策を用いて国民の生産能力よりも需要がいっそう速かに上昇しないようにすることである。この点についての政府の責任を明らかにするために、1946年雇用法は「最大限の生産、雇用および購買力」とならんで、政策の1つの明確な目的として安定的な物価を含むように訂正されなければならない⁵⁾。このように経済

5) The Committee for Economic Development, *Defense Against Inflation: Policies for Price Stability in a Growing Economy*, 1958, pp. 14—15.

なお同委員会のメンバーの1員であるウィリアム・ベントンは、脚註においてこの結論に対する反対意見

発展委員会は物価の安定を非常に強調し、雇用法に物価安定を盛ることを勧告しているが、われわれはそこに安定論者の典型的な主張を見出すことができる。

つぎに雇用法の改正について最も重要な発言を行ったアイゼンハワー大統領の1959年1月の経済報告を取上げよう。大統領はこの報告で「力強い継続的な経済成長を達成する上に不可欠の条件は、ドルの価値が将来にわたって適当に安定するという固い確信である」⁶⁾ことを強調している。しかしこの報告によれば、物価の適度な安定を維持するという長期の問題について満足すべき基盤は与えられていないのであって、その1例として1958年初期の景気後退期に賃金率が上昇しつづけ、しかもその増加率が経済拡張期とほとんど同じ程大きかったことが指摘された。さらに雇用法と物価安定に関して、つぎのようにのべられている。

「1946年雇用法は、雇用、生産および購買力を増進するための公私の政策が必要なことに主要な力点をおいている。……しかしながら雇用法実施以後の経験は、持続的な経済成長を達成するためには、適度な物価安定が必要なことにますます注意をむけさせてきた。物価が上昇しつづけると、わが国の経済は大きな被害をうけるであろう。物価の上昇は、それに応じて所得の上昇しないひとびとに不平等を与えるということを別にしても、重要な物資に対する国内市場を狭隘化し、世界市場におけるわれわれの競争力を弱めるであろう。またそれは制限的な財政・貨幣政策を必要とすることによって、わが国の経済成長の潜在力を十分に発揮する機会をへらすであろう。」⁷⁾

このようにアイゼンハワー大統領はインフレの危険をのべ、インフレを伴わない持続的経済成長の目標を達成するために、民間の協力を求めているが、さらに、物価

をのべた。「わたくしはこの声明がアメリカの生産性を高めることが喫緊の要務であること、また1946年雇用法の諸目的を貫遂する政策が現在必要であることを十分強調していない点を遺憾に思う。この声明だけを読むと、物価の安定が高雇用と急速な経済成長という国家目的よりも優先するように思われはしないか、とわたくしはおそれている」(Ibid., p. 16. f. n.)。ペントンはさらにその後で、ソ連の生産増加の速かなことを指摘し、アメリカの過去30年における生産[原文は生産性となっているが、誤り]の年増加率3%を少くとも4%に高める国策が必要であると強調している。われわれはこの書物のわずか3ページの部分に安定・成長論争の縮図をみる思いがする。

6) *Economic Report of the President*, January 1959, p. 5.

7) *Ibid.*, p. 48.

安定を維持するための政府の追加的措置として「1946年雇用法に明記されている最大限の生産、雇用および購買力の目標とならんで、適度の物価安定を連邦経済政策の明示的な目標とするように、同法を修正する」⁸⁾ことを議会に要請したのである。大統領によれば「かかる修正はインフレ諸力を抑制する上で政府の力を強化し、また必要な措置を採用し、それを強力に実施するのに都合のよい世論を築きあげるのに役だつ」⁹⁾のである。

さらに大統領は「経済成長のための物価安定に関する閣僚委員会」(委員長ニクソン副大統領)が設置され、この方面の研究を進めることを明らかにした。

雇用法の修正は実は大統領のこの勧告のずっと前に、Bush修正案として第85議会に一度上程されたことがあるのである。この修正案は雇用法の第2条、第3条、第4条に関係した。まず第2条について修正案は、最大限の雇用、生産および購買力という雇用法の諸目的は、「それらが意味あるためには、生計費が比較的安定している経済で達成されなければならない。そのためには連邦政府機関ならびに補助機関は、インフレ圧力が経済内に拡がる場合は、インフレ圧力と戦うために実行可能なあらゆる手段を利用しなければならない」¹⁰⁾と宣明した。つぎの第3条では大統領は経済報告の中に、現在の価格水準と予測しうる傾向、および生計費を安定させ、インフレ圧力と戦うためにとられた手段を挿入するよう指令されている。雇用法の第4条は経済諮問委員会の委員の資格を「自由競争企業の下で、雇用、生産および購買力を増進するための国家的経済政策を樹立し、提案する特殊の能力をもつもの」ときめているが、修正案はこの文言の自由競争企業の下でという言葉の後に、「適度に物価の安定した経済において」という言葉を挿入することを提案した。Bush修正案は委員会で審議した結果、採択されなかった。

2 賛成論者(安定論者)の見解

両院合同経済委員会の『物価と経済の安定・成長との関係』の第1テーマである「雇用法の目的と物価の安定」について *compendium* においては6つの論文が寄稿されているが、このうち、雇用法に物価安定を挿入することに積極的に賛成している論文は、バックとアッシュハムのものである。

バックは「価格安定は安定的経済成長にどれほど重要

8) *Ibid.*, p. 52.

9) *Ibid.*, p. 52.

10) Edwin G. Nourse, "Employment Act Objectives and the Stabilization of Prices", *Compendium*, *op. cit.*, p. 14 による。

であるか」という論文の冒頭で自己の結論を要約しているが、それによると、アメリカにおける持続的なインフレーションは主要な経済団体の所得圧力と、政府の拡張的な貨幣・財政政策の結合した結果としてのみ生ずるのであって、そのようなインフレーションは与えるわずかの利益に比べて害の方がはるかに大きいのである。だから政府は物価水準の安定が、自由社会における安定的経済成長を維持するために、雇用法できめられている他の目的に劣らず重要であることを特に強調することが大切である。この論旨を証明するために、バックは「インフレーションは経常実質産出高を増加するか」また「インフレーションは経済成長を刺激するか」という問題を提出し、これを否定するいくつかの論拠をあげる。バックによれば、インフレーションが実際に望ましい完全雇用を生み出すことはありそうにないから、高水準雇用を維持するための代価としてインフレーションを承認することは、一般的には誤った選択なのである。バックの論法からすれば、インフレーションは経済成長に役立たないのに、害は大きいから、雇用法にも物価安定を挿入した方がよいという主張が当然生れてくる。いわく「雇用法に政府政策の1つの目的として消費者物価水準の本質的な安定を含める論拠はわたくしには確信的なものに思える。同法の文言は一般的であり、複合した目的の促進を目指している。最大限の雇用、生産および購買力は中心的な目的である。物価水準の本質的な安定を追加することは、いかなる意味でも、すでにのべられている目的の重要性を弱めるものではなくて、公共政策のもう1つの重要な目的を特に認識することであろう。」¹¹⁾と。

そして物価水準の安定がすでに雇用法に含意されているという議論に対しては、それはそうかもしれないが、しかしインフレーションの主要な要因の1つは消費者、労働組合の指導者および実業家が、物価は騰貴すると予想し、その予想にもとづいて行動する結果であるから、物価騰貴の予想を挫くためにも、物価安定の目的を明示的にすることが望ましいという。また雇用法に物価安定を含めると、政府が将来の不況に対する処置を行う場合に、その迅速さと活潑さを失わせるという反対論に対しては、つぎのように反駁する。「わたくしはこれが真実であるとは信ずることができない。失業に対する強力にして、迅速な政府行動への圧力は強力であり、滲透している。しかし反対に、明文化された安定貨幣の文言は、インフレーションが拡まった時に、インフレーションと戦うと

いう苦痛の多い、そしてしばしば表面上不人気の仕事を行う政府関係のひとびとの力を強める上に役立つと信じている。」¹²⁾と。

アシュハイムもまた「価格水準と雇用法の目的」と題する論文の中で「雇用法に価格安定の目的を加えることはタイムリーであるとともに緊急のことである」とのべ、「雇用法にこの変更を加えないことは連邦政府が継続的な——たとえクリーピングなものであっても——インフレーションを許すつもりであるという暗黙の許可を与えることに等しいであろう」¹³⁾と警告している。アシュハイムによれば、価格安定の目的が現在雇用法にみられないのは、第2次世界大戦の終りにかけて行われた誤った予測の歴史的な accident の結果なのである。アシュハイムがこのような結論に到達する論理の運びはどうであろうか。かれは価格水準の安定と最大限(もしくは完全)雇用とがどの程度矛盾するかを取上げる。その程度はかれによれば(1)価格水準を安定化させるために必要とする失業量と、(2)最大限雇用もしくは完全雇用の状態を生ぜしめるインフレ圧力の程度によって測られる。

そこで第1の答えとして、かれは1949年と1954年の2つの景気後退期における失業量を取上げる。アシュハイムによれば、1949年中の失業は平均して民間労働人口の5.5%であり、1954年中の失業は平均5.0%であった。一方物価をみると1949年中に消費者物価指数は1.9%、卸売物価指数は5.0%下落し、1954年中には消費者物価も卸売物価も0.5%下落した。したがってかれによれば「価格水準の安定に必要な最小限の失業量は民間労働人口の10%よりも5%にはるかに近いと結論するのが理窟に合っている」¹⁴⁾のである。

第2の問題に対する解答は正面からは与えられていない。かれはまずビヴァリッジ郷の完全雇用の定義をあげ、そのような意味の完全雇用は「失業者以上の仕事の空席を常にもっている」ことを意味するから、それは総貨幣需要の過剰な状態を前提することになる。この定義に厳密に執着することは「いかなる犠牲を払っても完全雇用」を達成することになり、それはもっと正確にいえばいかなる価格水準の下でも完全雇用を達成するということになるから、インフレーションの慢性的状態を生ぜしめる。そこでアシュハイムは完全雇用を総貨幣需要の過剰が存

12) *Ibid.*, p. 47.

13) Joseph Aschheim, "Price-Level Stability and Employment Act Objectives", *Compendium*, *op. cit.*, p. 30 and 31.

14) *Ibid.*, p. 25.

11) G. L. Bach, "How Important Is Price Stability in Stable Economic Growth?", *Compendium*, *op. cit.*, p. 46.

在しない状態での雇用の最高水準と定義し、これなら物価水準の安定と両立するという解釈をとる。そして雇用法に価格安定の目標を挿入することは最大限の雇用と価格安定とが同時に達成できない場合に、いずれに優先順位を与えるかに関してディレンマが生ずるということが反対の理由としてあげられているが、しかし「完全雇用を総貨幣需要の過剰と同一物のような定義を与えないかぎり、現在までの戦後の経験では、完全雇用と物価水準の安定との間に深刻な矛盾が存在することを示す根拠はない」¹⁵⁾というのである。

雇用法に物価安定を盛ることを積極的に主張するひととしてわれわれはもう1人バーンズを挙げなければならない。バーンズは景気循環論の大家として著名であるばかりでなく、またアイゼンハワー大統領のブレイン・トラストの1人として1953年から1956年にかけて経済諮問委員会の委員長の要職にあった。かれはその著『インフレなき繁栄』(1957年)で、アメリカは不況に対する防衛力を強化したから、アメリカ経済は今後も急速に成長することを期待できるが、他方インフレに対する防衛力は薄弱であるから、今後数十年間消費者物価は緩慢な上昇傾向をたどるであろうと予想した。したがってしのびよるインフレの脅威を阻止する方法をいまずぐ現実的に考慮しなければならないのであって、その現実的考慮の1つとして、消費者物価の適度な安定を雇用法に導入することを主張した¹⁶⁾。雇用法をそのように改正した場合にバーンズが期待する効果は前述したバックの主張とほぼ同じである。もし雇用法の改正が5年前に実施されていたならば、再燃したインフレの猛威を阻止する決定的な時期であった1955年に、もっと強力なインフレ抑制策を実施できたであろう、とバーンズは信じている。かれの見解によれば、「雇用法の改正はインフレ抑制のための努力を強化すると同時に、景気後退を阻止する熱意を少しも減退させない」から「雇用法の目標のなかに消費者物価の適度の安定を明文化することは今日とくに賢明かつ進歩的な措置である。」¹⁷⁾ ジャコビーもまたバックやバーンズのように物価安定の目的を明文化することの意義を高く評価し、もし雇用法に物価安定の目的がはじめから明文化されていたならば、連邦準備が政府証券の市場価格の釘付けを支持するという基本的なインフレ政策は1951年3月のずっと前に打切られていたであ

ろうし、戦後の物価水準の騰貴もあれほど広まらなかったであろうとのべている¹⁸⁾。

3 消極的反対論者の見解

物価の安定を非常に強調し、安定論者の見解にくみしながら、雇用法の修正には反対するひとたちがいる。これらのいわば消極的反対論者として、われわれは *compendium* に寄稿しているもののなかから エンスレイとノースをあげることができる。

エンスレイは「1946年雇用法：公共経済政策の動態性」という論文でインフレーションは経済成長を促進するよりも阻害する面が多いことを指摘し、「一般的物価水準の安定は、動的で自由な私企業経済の下で成長と安定の促進を目指す公共政策に必要な付随的な目的の1つであるとみなさなければならない」¹⁹⁾という。しかし経済の成長と安定ならびに物価の安定は相互に“mix”したものであって、絶対的な意味では両立できない面がある。そこで物価の安定を雇用法に掲げてこれを正確に明細化することはできない。これらの相矛盾する面の存する相互の目的を巧く調整し、調和させていくのが、公けの経済政策の担当者の腕である。「われわれは物価水準の絶対的な硬着性を追求することができない」以上、雇用法に新たに物価安定を加える必要はない。「雇用法の現在の文言は、この国の経済発展に必要なフレームワークを今後とも与えることができる」とエンスレイは確信しているのである²⁰⁾。

ノースも「雇用法の目的と物価の安定」と題する論文で、物価の安定を強調するが、しかし物価安定の精神は雇用法にすでに盛られているという解釈をとる。かれはこの解釈について「高圧経済学」の提唱者たちとの見解の相違をまず明らかにする。ノースによれば「高圧経済学」の提唱者たちは常に完全雇用を保つために、政府の積極的な貨幣・財政政策を通して、「圧力」をかけることが雇用法で要請されているという解釈をとる。これに対しノースのような「安全圧力安定論者」は「雇用の完全性という場合に、それは自立自営できるような市場の内部的安定を反映する完全性に主要な力点をおくのである」。高圧経済学者は専ら成長を強調するが、「安全圧力経済学者は雇用、生産および消費者の実質購買力の持続的成長を達成する最も確実な手段として、物価と所得の

18) Neil H. Jacoby, "Maintaining Prosperity without Inflation—Objectives, Problems, and Policies", *Compendium, op. cit.*, p. 638.

19) Grover W. Ensley, "The Employment Act of 1946: The Dynamics of Public Economic Policy", *Compendium, op. cit.*, p. 10.

20) *Ibid.*, p. 11.

15) *Ibid.*, p. 30.

16) Arthur F. Burns, *Prosperity without Inflation*, 1957, p. 67 and 71, 後藤誉之助訳『景気循環は克服できるか』(昭和33年), 101 および107ページ。

17) *Ibid.*, p. 73, 邦訳111ページ。

機能的な釣合いを強調する。」²¹⁾のである。

そこで自らを安全圧力安定論者と呼び、実際にトルーマン政権下の最初の経済諮問委員長として、雇用法の解釈に頭を悩してきたノースの雇用法第2条の解釈を示そう。彼は雇用法のどこにも物価安定とか価格水準という言葉はみあたらないが、しかし政策を宣明した第2条には注意を喚起すべき次の3つの点があるという。それは(1)雇用法の原案に示されていた完全雇用という目的が、拡張されて「最大限の雇用と生産」となると、「最大限の購買力」におきかえられていることである。購買力は明らかに物価に関連した概念である。(2)雇用、生産および購買力の目的は「自由競争企業を助長し増進せしめるように策定された方法」で遂行されねばならないとされている。企業の自由競争は市場でおこなわれるから、その結果価格が生れる。価格とか価格水準という言葉は雇用法にはみられないけれども、価格目的はこの法律の指令に明らかに含まれている。(3)雇用法の第2条は「最大限の雇用、生産および購買力」に関する連邦政府の目的は「工業、農業、労働および州ならびに地方政府の援助と協力により」遂行されねばならないと宣言している。この条項は物価、賃金、もっと一般的にいうと market process に関連しないとすれば全く意味がない²²⁾。

ノースはこのような解釈が大統領の経済報告においても実際に生かされてきたことを克明に論証する。例えばトルーマン大統領の最初の経済報告(1947年1月)においても、1946年の後半において生じた物価騰貴が国民の經常所得の購買力を非常に引下げたことに注意を促し、「将来にわたって最大限の生産を持続するのに十分な購買力を賦与するような所得と物価の相互調整をどうやって効果的にするかが、民間企業と政府にとっての中心問題である。」(同報告 pp. 1—2)とのべられているし、また1948年7月の年央経済報告では「雇用法に宣言されている政策は、われわれがこのインフレーションを停止し、相対的安定化を確保するための積極的措置を案出し、採用することを要求している」(同報告 p. 2)とはっきりとのべられているのである。ノースにとって重要なことは、雇用法の文言を改正することではない。10年も前の経済報告で雇用法はインフレの停止を要求する旨の解釈がとられているのに、その責任は真げんに遂行されてこなかった。要は文言の改正ではなくて、インフレ抑制の実

際の政策を行うことであり、それは現在の文言のままでも十分可能であるというのがノースの結論である。

4 反対論者(成長論者)の見解

以上示した安定論者がいずれも物価の安定を強調しているのに対し、物価の安定は経済成長を害する面を強調し、物価安定を雇用法に挿入することに積極的に反対するひとたちがいる。これら経済成長論者のなかで、ノースがのべた高圧経済学者の代表者としてハンセンの見解を紹介しよう。ハンセンは物価安定についてつぎのようにいう。

「貨幣価値の高度の安定性ということは公共政策の重要な関心事でなければならない。しかし、われわれはなお硬直的な価格安定の物神崇拜におちいる危険が相当に大きいのではないかと、わたくしは思う。この物神崇拜はたやすく適正な成長と拡張への大きな障害となりかねない。もしわれわれが物価のわずかな騰貴のたびごとに、恐れおののくならば、われわれは潜在的に達成できるはずの成長にはるかに及ばなくなるかもしれない。」²³⁾

ハンセンによれば「総産出高の増加率が物価水準の騰貴率を若干の幅で上回るかぎり、われわれは、およそ意味ある概念としてのインフレーションの状態にはぶつからない」²⁴⁾のであって、急速な成長の時期はまた多くの場合、軽微な物価騰貴の時期でもあったのである。経済学者は一般に軽微な物価騰貴の害悪を誇張しがちであり、激しいインフレーションにおいて生ずる害悪をそのまま誤って軽微な物価騰貴に適用するのである。物価安定についてのハンセンの結論はこうである。「もしも硬直的な価格安定を追求するあまり、大量の失業を許し、またそれを助長しさえするならば、われわれは可能な成長を達成することができないであろう。もしも短期の不安定を恐れて、経済をば、完全雇用をつくり出すだけの十分な総需要の圧力のもとに置くことができないならば、われわれは成長に対するわれわれの可能性がいかなるものであるかを発見することさえおぼつかないであろう。このような事情のもとではわれわれはしだいに停滞の状態に落ちこんでしまうであろう。」²⁵⁾

さらに雇用法と物価安定についてはつぎのようにいう。

「われわれは硬直的な物価安定の目標を設定すべきではない。われわれは主として完全雇用法において用いられている《最大限の生産、雇用ならびに購買力》という言

21) Edwin G. Nourse, "Employment Act Objectives and the Stabilization of Prices", *Compendium, op. cit.*, p. 14.

22) *Ibid.*, pp. 13—14.

23) Alvin H. Hansen, *The American Economy*, 1957, pp. 42—3. 小原・伊東共訳『アメリカの経済』53ページ。

24) *Ibid.*, p. 44. 邦訳 54—5 ページ。

25) *Ibid.*, pp. 46—7. 邦訳 58 ページ。

業に主として目を注がねばならない。硬直的な物価安定は事実しばしば議会に対してその必要が説かれ、そしてこれをもって連邦準備制度の公然の政策たらしめる立法を成立させようとする努力がおこなわれてきた。これらの努力が反対をうけたのは正当であった。けれども最近の政府の声明のうちには、われわれがこの硬直的なドグマの方向におし流されようとする若干の危険があることを示しているものもある。²⁶⁾

ハンセンの書物は 1957 年に出ているのであるから、その後の雇用法改正の論議、特に 1959 年の大統領経済報告を読んだ後ならば、若干の危険どころか多大の危険を感じたにちがいない。*compendium* のなかでハンセンとほぼ同じ論旨を展開したのはフィッシュマン夫妻であった。フィッシュマン夫妻は雇用法の目的を討議するのに用いられている安定と成長という言葉の意味を取上げる。安定を広義の経済の安定と解すると両者は密接な関連をもち相互に依存し合っているものと考えられる。経済安定は恒常的だとか、変化がないという意味ではなく成長線の囲りの変動が最少という意味合いで考えられる。したがって一般的意味で「経済の安定と成長」とならべられる場合は経済成長が比較的安定的な率で進むということになって、少しも矛盾がない。むしろこの場合は安定という言葉が蛇足であって、経済政策の目標となる経済成長は本来そういうものが考えられているのである。成長という言葉だけではそのような意味を適確にあらわせないというのなら、「経済の安定と成長」という言葉の代りに、「安定的な経済成長率」という表現を用いた方がよい。

このように経済の安定と成長という場合には問題はないが、これが物価安定と経済成長というふうになると事情が異なってくる。この場合の安定という言葉は字義通りに不変性とか恒常性を意味する。公共政策の目標として雇用法に物価安定を含めることを提案する人々の前提は物価安定の目標達成が最大限の雇用、生産および購買力の促進と維持とに一致するというのであるが、歴史的、理論的基礎に立ってこれを評価すれば、その主張はどうも疑わしい。歴史上の記録は経済成長と物価水準の上昇との間には非常に密接な関係のあることを示している。物価の安定を雇用法に挿入することを主張しているパング自身ですら、「歴史の示すもっとも平明な教訓の 1 つは、物価騰貴は景気循環の上昇期にしばしばくりかえされる特徴だということである。」²⁷⁾とのべているでは

ないか。さらにクズネッツの研究²⁸⁾によれば、物価の上昇と経済成長との関係は純粋な短期的現象ではなく、長期的にもみられることが明らかになる。

また理論的分析はこのような関係が将来も続くことを明らかにしている。経済成長は総需要がそのときの産出高に比べて相対的に強く、しかもなお増大しようとするときに発生するのであるから、これは物価上昇のための基礎を形成するのと同じ条件である。特にゆるやかな物価水準の上昇は経済成長を刺激する傾向がある。金利と賃金率は物価上昇に遅れがちであるから、ゆるやかな物価上昇は利潤上昇と結びつく。なお物価上昇期には消費者も企業者も、その必要をはやくみたそうとし、また物価上昇が継続するものと予想する。それゆえ物価上昇は需要を煽る傾向をもち、企業者は生産をふやし、生産能力を拡大するという二重の動機をもつ。

フィッシュマン夫妻の議論の要旨はこのように進められている。したがって「現在政策の宣明に含まれている目標に物価安定を加えるように雇用法を修正するのは賢明でない」²⁹⁾という結論が導き出されるのである。

これまで安定論者と成長論者の主張をそれぞれ紹介してきたが、上昇的物価水準が経済成長を促進するか、あるいは安定的物価水準が経済成長を促進するかは簡単に結論を出せない問題である。フィッシュマン夫妻が上昇的物価水準の方が経済成長を促進するという主張を裏づけるために持出した歴史的根拠にしても、あるいは理論的根拠にしてもこれを打消すための論拠を安定論者の側でも準備している。例えばバックは前述の *compendium* への寄稿論文でフィッシュマンののべているような成長論者側の議論を挙げて、それを論駁している。このような問題は片方がいくつかの論拠をあげれば、それを否定する論拠を、また他方も挙げうる性質のものであって、歴史的記録にしてもまたそうである。したがって多くの人々が試みて余り成功していないように、これを理論的分析や歴史的事実をもって他方を屈服せしめることはむずかしい。それゆえこの問題に一義的な結論を下すことはできないが、論争をあとづけた限りではつぎのような感想をいだかざるをえない。雇用法に物価の安定を挿入することはありそうにない。もし将来修正があるとすれば、「最大限の雇用、生産ならびに購買力」という言葉の代

28) Simon S. Kuznets, *Secular Movements in Production and Prices*, 1930, pp. 200—2.

29) Betty, G. Fishman and Leo Fishman, "Economic Growth and Price Stability", *Compendium*, *op. cit.*, p. 73.

26) *Ibid.*, p. 49 and 51, 邦訳 61, 63—4 ページ。

27) Arthur F. Burns, *op. cit.*, p. 12. 邦訳, 19—20 ページ。

りに安定的経済成長といった言葉が用いられるであろう。物価の安定というはっきりした目的は反対者が多くて実現できそうにない。安定論者と成長論者の双方の主張を容れれば、安定的経済成長とでもなおす以外に方法がない。しかしこのような訂正はまた有名無実であるから、雇用法の文言は現在のまま残ることになろう。ノースは別の論文で雇用法はあいまいな点が多いとのべたが、それは必ずしも欠点だとばかりはいえない。マックスウェルが指摘したように、「経済目的に関する雇用法のあいまいさは、その時々を経済的ならびに政治的思潮がなんであれ、それに適用できる」³⁰⁾という利点をもっている。余りに明細化した目的をならべると相互に矛盾する面があらわれた時に、どの目的に優先順位を与えるかで迷わねばならない。そのような場合は優先順位の設定は政府当局者に任せられるわけだから、それならば、はじめから最大公約数的な目標を掲げて、あとは当局者の手腕にまかせてもさしつかえないように思われる。物価安定の目的を掲げた方が、インフレ抑制策を行いやすいという議論が、アイゼンハワー大統領をはじめ、多くの人々によって主張されたが、それは単に文言だけの問題ではなく、政府が本腰を入れてインフレ抑制策をやるか否かの決意の問題である。安定的経済成長という最大公約数的な目的からみれば、現在の雇用法の文言でも十分なように思われる。真の問題は経済成長をなるべく阻害しないような仕方で、インフレを抑制する経済政策の立案ということになろう。そのためには遡ってインフレーションの根源をつきとめねばならない。それではアメリカの戦後インフレーションの主因はなんであったろうか。われわれはつぎにこの問題を取上げよう。

III インフレーションの原因

戦後のインフレーションの主因をなにに求めるかは、安定・成長論争の重要な論点になっている。雇用法の修正提案は論争の接触点ではあるが、実はこのような修正論が生れたのも、戦後インフレの新しい性格が認められたからであった。その新しい性格とは第1節でふれたように賃金インフレーションと管理価格インフレーションである。これに従来の需要インフレーションが加わって、この3つのどれが戦後のインフレーションの基本的性格

であるか、という問題を巡って論争が戦わされている。これは直接にインフレ対策と関連するものであるから、実質的な意味では、この論争が安定・成長論争の中心であるともいえるであろう。

この論争ははじめ需要インフレーションかコスト・インフレーションかという形で行われた。この場合コスト・インフレーションは賃金インフレーションを指していた。アメリカにおける労働組合の発達は、組合側の団体交渉権を強化し、それが労働生産性の増加を上回る賃金の上昇を可能にしたというのである。アメリカの経済学者の中には、アメリカのクリーピング・インフレーションの主因をこの点に求めているものが多いのである。

これらの経済学者がインフレーションの責を一方的に労働者側に負わせているのに対し、その責を主として企業者側に負わせる経済学者が出てきた。それらのひとは管理価格の存在を指摘する。賃金の上昇によって生産費が膨脹するならば、それは利潤率を低下させる傾向があるはずなのに、実際にはそうになっていない。それは企業者が賃金の上昇によってふくらんだ生産費に一定率のマーク・アップ利潤を加算して管理価格を設定するからであるというのである。もちろんこの場合に需要側の影響を考慮に入れなければならないが、このような方式で決定された管理価格の下では、製品に対する需要が不足する場合は、管理価格を引下げ利潤の巾を狭めるのではなくて、生産の方を手控えるというのである。この例証として、1953—54年と、1957—58年の景気後退期に工業生産は著しく減少したのに、物価が下落していないことが指摘された(第1図参照)。そこで需要インフレに対立するコスト・インフレのなかに管理価格インフレを含めなければならないといわれてきた。しかしラーナーはコスト・インフレという言葉は一般に賃金インフレと同義に用いられているから、需要インフレ対コスト・インフレという言葉は不相当であるとし、その代わりに、買手インフレーションと売手インフレーションという言葉を用い、またアックレイは需要インフレーションに対立する言葉としてマーク・アップ・インフレーションという言葉を用いている。いずれも後者の用語が賃金インフレーションと管理価格インフレーションの双方を意味する³¹⁾。

しかしわたくしは賃金インフレーションと管理価格イ

30) James A. Maxwell, "The Federal Government's Weapons to Fight Inflation and Economic Instability", *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, November 1959, p. 13. この号はインフレーション特集であり、他に興味ある論文が多くおさめられている。

31) Abba P. Lerner, "Inflationary Depression and the Regulation of Administered Prices", *Compendium, op. cit.*, pp. 258—259. Gardner Ackley, "A Third Approach to the Analysis and Control of Inflation", *ibid.*, pp. 627—629.

インフレーションとはことの性質上わけて考える方がよいと思うので、両方の言葉をそのまま別々に用いることにする。

ところで戦後のインフレーションが需要インフレーションと結びついていることは誰もが否定しないであろう³²⁾。特に政府支出は国民総生産の2割程度をしめ、国防支出だけでも1割をしめる。さらに政府は農産物の価格支持政策をはじめ、多くの需要創出的政策を行ってきた。このように一方において政府が強力に支出を支えているので、民間需要が旺盛な時には需要の過剰を生じ、インフレを伴いやすい。しかしながら旺盛な需要は経済成長の源泉であるから、需要インフレーションについては1部のひとが、政府の不必要に過度の拡張的貨幣・財政政策を非難した程度で論争の中心課題とはならなかった。それはまた需要インフレーションは従来の貨幣・財政政策によって対処することが容易であるということにも基づいていた。例えばインフレ対策としてアメリカ政府が1961年度こそは本腰を入れてやろうとしている超均衡予算とそれから生れる42億ドルに達する財政余剰金を尽く国債償還にあてるといふ措置を考えてみただけでも、それがインフレ抑制に大きな効果をもつことを否定できないであろう。

32) コスト・インフレーション(cost-push inflation)も需要インフレーションと切離せないということも多くの一によって認識されている。Albert Reesは単位当り労働費用の動きと完成財の卸売価格の動きの間に密接な対応関係のあることを見出しているが、しかしこれはこのことから賃金の上昇を物価騰貴の原因とみなすのではなく、より広汎なインフレの諸力が需要を増加させ、それが同時にほぼ同じ仕方で単位当り労働費用と卸売物価の双方に影響していると考えている("Patterns of Wages, Prices and Productivity", the American Assembly, ed., *Wages, Prices, Profits and Productivity*, 1959, p. 26 参照)。James S. Duesenberryはいわゆるコスト・プッシュ理論は厳密に言えばインフレの原因についての全く独立的な理論をのべているのではない。それはむしろ超過需要理論の修正もしくは補足である、とのべている("Underlying Factors in the Postwar Inflation", *ibid.*, p. 66.)。新インフレーションすなわちコスト・インフレーションに対し、批判的な立場をとるひとにHerbert Steinがある。かれは「最近『新インフレーション』について多くのことが語られてきたが、『新』インフレ論者の基本的発見とわたくしが考えるものは、物価と賃金率はだれかがそれを引上げようとする時には上昇するということである。それはおそらく最も旧式の、素朴きわまりない説明である。」と批判している("A General View of the Inflation Problem", *Compendium, op. cit.*, p. 666.)。

そこで問題は賃金インフレーションと管理価格インフレーションである。賃金インフレーションの存在を指摘するひとは非常に多いが、ここではその代表的見解としてスリクターのものを取上げよう。かれは「強力な労働組合の浸透は、被傭者1人1時間当りの実質産出高の増加よりも、賃金をかなり速かに上昇させた。賃金の増加が生産性の増加をこえる部分を……新らしいインフレ・

第2表 スリクターのインフレ・ギャップと物価の比較

	1時間当り平均収入の増加率		雇員1人1時間当り実質産出高の増加率		インフレ・ギャップ(1)-(2)		消費者物価指数の変化率	農産物以外の卸売物価指数の変化
	(1)	(1')	(2)	(2')	(3)	(3')	(4)	(4')
1947-48	8.8	(8.5)	2.7	(3.6)	6.1	(4.9)	7.6	(8.5)
1948-49	3.0	(2.7)	4.4	(2.9)	-1.4	(-0.2)	-0.9	(- 2.0)
1949-50	5.6	(5.7)	5.7	(7.1)	-0.1	(-1.4)	0.9	(3.7)
1950-51	8.8	(9.3)	1.0	(2.5)	7.8	(6.8)	8.0	(10.4)
1951-52	5.7	(5.8)	1.6	(2.2)	4.1	(3.6)	2.2	(- 2.3)
1952-53	5.1	(5.9)	2.2	(4.1)	2.9	(1.8)	0.8	(0.7)
1953-54	3.3	(3.5)	2.0	(1.8)	1.3	(1.7)	0.4	(0.4)
1954-55	3.7	(2.9)	3.6	(4.4)	0.1	(-1.5)	-0.3	(2.2)
1955-56	5.1	(6.0)	0.48	(0.6)	4.6	(5.4)	1.5	(4.4)
1956-57		(6.0)		(2.7)		(3.3)	(3.4)	(2.8)
1957-58		(3.0)		(1.0)		(2.0)	(2.7)	(0.3)

出所：註 33 に同じ。()の数字は Sumner Slichter, "Labor Costs and Prices", American Assembly, ed., *Wages, Prices, Profits and Productivity*, 1959, p. 176.(3')は伊東が計算。

ギャップと呼んでよい³³⁾という。スリクターによれば、1947-1956年の期間において非農業被傭者全体の平均1時間当り収入の増加は、1年当り平均5.6%であり、農業以外の被傭者の1人1時間当り実質産出高の増加は1年当り平均2.6%であった(第2表参照)。すなわち新インフレ・ギャップは1年当り約3%であった。スリクターにとっては、この3%がクリーピング・インフレーションの主因であるから、経済の拡張と物価水準の安定を両立させる問題は、根本的には新インフレ・ギャップを閉じるという問題に帰着するのである。それは貨幣賃金の上昇をくいとめるか、あるいは労働の生産性を増加さすかのいずれかである。しかしスリクターによれば、いずれも達成できる見込は少ない。貨幣賃金の上昇を無理にとどめようとする、かえって好ましくない労働運動を生じさせるから、それは利益よりも害の方が大きい。まだしも見込のあるのは生産性の増加であるが、これも早急には期待できない。貨幣・財政政策は需要インフレーションには効果的であっても、賃金インフレーション

33) Sumner Slichter, "Reconciling Expansion with a Stable Price Level", C. E. D., ed., *Problems of United States Economic Development*, Vol. 1, 1958, p. 237.

には余り効果がない。貨幣・財政政策によって間接的に新インフレ・ギャップを閉ざそうとすると、それを大規模に行わなければならない。それは失業を伴い、デフレを生ぜしめる。それならばむしろマイルドなインフレーションを認めた方がよいのではないか、というのがスリクターの大体の考え方である。

つぎに統計数字によって戦後のインフレーションの性格を明らかにしようとするひとにオットー・エクスタインがいる。エクスタインはアメリカ経済の特徴の1つとして景気下降期における物価の下落の程度がしだいに小

第3表 景気後退期における生産と物価の動き、
1920—58 (変化率%)

	連邦準備生産指数	卸売物価	消費者物価
1920—21	-30.2	-44.1	-19.9
1923—24	-20.2	- 8.8	- 4.4
1929—32	-55.6	-35.1	-25.6
1937—38	-33.5	-12.4	- 4.2
1948—49	-18.3	- 8.0	- 4.4
1953—54	-15.9	- 1.4	- 1.0
1957—1958年2月	-12.2	+ 0.4	+ 1.2

出所: Otto Eckstein, "Inflation, the Wage-price Spiral and Economic Growth," *Compendium, op. cit.*, p. 363.

備考: 物価(BLS指数)はピークの月から谷底の月への変動を示す。

さくなくなったことを示すために第3表を掲げている。第3表は1923—24年をただ1つの例外として、この傾向をよ

第4表 3つの景気後退期における製造工業の時間
当り賃金の動き

	1937—38	1948—49	1953—54
全製造工業の雇用減少率	-25.9	-5.3	-10.8
# の賃金の変化率	- 5.7	-0.1	+ 1.1
耐久財部門の #	- 4.2	-0.1	+ 1.6
非耐久財部門の #	- 3.0	-0.1	+ 1.9

出所: *Ibid.*, p. 363.

第5表 物価上昇と関係諸要因の比較 (%)

	物価上昇 1)	賃金増加 —生産性増加 2)	原料価格上昇 3)	製造工業の 利潤率 4)
1948	7.9	6.9	8.9	11.1
1949	2.8	3.0	- 3.8	9.3
1950	1.8	-6.2	5.3	12.6
1951	9.5	6.8	14.0	12.2
1952	-0.5	3.6	- 9.9	9.2
1953	-0.8	2.8	1.8	9.2
1954	0.3	0.1	0.3	8.4
1955	0.2	-2.4	2.7	10.2
1956	2.6	4.5	3.9	9.7
1957	3.6	4.4	2.3	9.3

出所: *Ibid.*, p. 368.

備考: 1) 製造工業の完成財の年平均価格の増加率。BLSデータ。

2) 製造工業の年平均時間収入変化率—1人1時間当り産出高の変化率。BLSデータ。

3) 耐久財製造工業と非耐久財製造工業で用いられた原料の年平均価格から計算。2部門の売上高によって加重平均。

4) 売上高に対する利潤率(税控除前)。SECデータ。

く示している。景気下降期に生産に比べて物価が下落しなくなった原因は(1)管理価格の存在、(2)賃金の下方硬直性、および(3)景気下降に対処する政府の迅速な貨幣・財政政策の採用をあげることができる。このうち賃金の下方硬直性は第4表で明らかである。またエクスタインは戦後のインフレーションの原因がなんであったかを判断する1つの手掛りとして、第5表を掲げている。第5表の示す結論は、インフレーションの責を単純に1つの要因に主として負わせることはできないということである。賃金が労働生産性の増加を上回って上昇する時は物価は上昇するが、他方原料価格の騰貴と高い利潤率もインフレーションに寄与している。そしてこれら3つの要因は同時的に起きるとは限らない。1948年のインフレは3つの要因にそれぞれ帰せしめうるが、1950年においては、原料価格と利潤率が非常に高かったにもかかわらず、生産性の上昇が大きかったために、物価上昇は1.8%におさえられた。それとは逆に1952年は原料価格は9.9%も下落し、利潤率も低かったのに、賃金増加が生産性の増加を3.6%も上回ったために、物価の下落は0.5%にとどまった。このように3つの要因の動きはまちまちである。しかしわれわれは少くともスリクターやエクスタインの分析から、賃金インフレーションと管理価格インフレーションの存在を否定できないように思う。両者の分析によって生産性の増加を上回る賃金の上昇が認められるし、またエクスタインの分析によって不況期においても利潤率は余り下っていないことが認められる。賃金インフレと管理価格インフレの程度を統計的に確定することは難しいけれども、その程度が大きければ大きい程、貨幣・財政政策によるインフレ抑制効果は減殺される。貨幣・財政政策は有効需要 D すなわち貨幣支出 E を削減することによって間接的に物価に影響する。 $D = E = PO$ (P は物価水準、 O は産出高)であるから、 D の削減は P と O とを同時に低下させる傾向がある。低下の大きさは有効需要の変化に対する物価と産出高の弾力性に依存するわけだが、賃金の下方硬直性、マーク・アップ方式による管理価格が存在すると、 P の下落は小さくなく、したがって O の減少がそれだけ大きいことになる。この場合賃金統制なり、物価統制が導入されればよいわけだが、安定・成長論争で取上げられている平時のマイルド・インフレーションについてはそのような直接統制に賛成するものは1人もいないといってよい。パーンズは『インフレなき繁栄』のなかで、不況に対しては非常に防衛力を強化した結果心配ないが、クリーピング・インフレーションに対しては無防備だといっているのは、賃金インフレと管理価格インフレに対する適当な措置が

未だ見出されていないという意味であろう。そのような段階で貨幣・財政政策による物価安定政策を強力に押し進めれば、*O* を減少させ、経済成長を阻害することは明らかである。

最後に雇用法にもう一度立返ってみれば、ノースがのべたように、そこには「自由競争企業を助長し増進する」という言葉があり、また「工業、農業および労働の……援助と協力により」という言葉がある。したがって賃金インフレーションや、管理価格インフレーションの存在は物価安定という言葉を超えて挿入しなくても、現在の文言のままでも許せないはずなのである。雇用法の文言を改正することよりも、これらのインフレ要因に対する実際の政策こそが真に必要なのである。

スリクターはアメリカの「繁栄は圧力団体の強欲と政治家のおく病によって制限されつづけるであろう。強い圧力団体と弱い政治家がアメリカ経済を抑圧し、その拡張を阻害する真犯人である。政治家は連邦準備を非難するが、政治家の無責任な予算政策が連邦準備に無理をしている結果になっている。」³⁴⁾といい、無責任な予算の例として農民と在郷軍人に与えている不当な施し金を非難している。スリクターによれば、これを削減するだけで年間約 50 億ドルが減税と経済拡張に必要な支出に廻せるという。それが実施できないのは農民と在郷軍人の圧力

団体に政治家が屈しているからである。またかれは賃金インフレの存在を強調するから、労働組合もこの圧力団体に含まれるであろう。「したがってアメリカ経済を最も現実的に表現すれば、アメリカ経済は《圧力団体経済》であって、自由な私企業経済でもなく、福祉国家でもないのである。」³⁵⁾これが、1948年にアメリカ経済の基本的な性格として、(1)私企業経済、(2)労働主義経済、(3)高度の競争性、(4)高度の起動性、および(5)十分な自足性の5つの特徴をあげ、「アメリカ経済はいかによきものであるか」という章でアメリカ経済を謳歌した³⁶⁾スリクター教授の亡くなる2ヵ月前に書かれた言葉なのである。

戦後のインフレーションの1因として賃金インフレーションとならんで管理価格インフレーションを指摘するひとは、スリクターの圧力団体のなかに独占企業体をも含めたいと思うであろう。不況に対する経済政策を案出したごとく、インフレを抑制し、経済成長を促進する経済政策も理論的には可能であろう。問題は圧力団体経済のなかでいかにそれを実行するかにある。雇用法に物価安定という言葉の挿入することによって、これら圧力団体の力を弱めることができると考えたならば、それはあまりに安易な考え方というべきであろう。

34) Sumner H. Slichter, "Straightforward Reporting on Economy and Prospects", *The Commercial and Financial Chronicle*, July 23, 1959, p. 28.

35) *Ibid.*, p. 28.

36) Ditto, *The American Economy: Its Problems and Prospects*, 1948, ch. 1 and 6.